

五所川原市 第6期障害福祉計画

■

第2期障害児福祉計画

令和3年3月
五所川原市



支えあいにつくる
安心が実感できるまち
五所川原の実現を目指して

■はじめに

近年、少子高齢化や核家族化の進展、地域のつながりの希薄化などにより、地域社会を取り巻く生活環境は大きく変化しています。こうした中で、障がい者支援に対するニーズも複雑多様化しております。

本市では、障害者福祉施策を総合的に推進するための指針として、平成28年度に、障害者基本法に基づく「五所川原市第3期障害者計画」（平成29年度から令和3年度まで）を策定し、障がいのある方もない方も、お互いの個性を認め合い尊重し、同じ地域の一員として共に生きる「共生社会」の実現のため、市民の皆様とともに各種障害者施策を推進しているところであります。

また、障害福祉サービスの提供体制の計画的な整備等を図るために策定されている「五所川原市第5期障害福祉計画及び第1期障害児福祉計画」（平成30年度から令和2年度まで）では、地域・暮らし・生きがいをともに創り、高めあうことのできる共生社会の実現を理念に加えております。

このたび、「五所川原市第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画」の計画期間が満了となることから、国の指針や青森県の動向を踏まえ、引き続き障害福祉サービスの提供体制の計画的な整備等を図るため、令和3年度から令和5年度までを計画期間とした「五所川原市第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画」を策定いたしました。

今後も、障がいの有無に関わらず、住み慣れた地域で安心して暮らしていくことができるよう、本計画に基づき、障がいに対する理解・啓発を図りながら、障がいのある方のライフステージに合わせた支援ができるよう、行政や事業所によるサービスの提供だけではなく、地域のつながりや支え合いなどの「地域力」の向上、関係機関や地域住民が幅広く相互に連携した仕組みづくりなど、着実な事業の推進に取り組んでまいりますので、市民の皆様をはじめ、関係各位のより一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定に貴重なご意見をいただきました策定委員会委員の皆様、アンケート調査にご協力いただきました市民の皆様、関係事業所の皆様に心より感謝申し上げます。

令和3年3月

五所川原市長 佐々木 孝昌

目 次

第 1 章	計画の概要	
1.	計画策定の趣旨	2
2.	計画の基本理念	2
3.	計画の位置づけ	2
4.	計画期間	3
5.	計画策定のための取組	3
6.	計画の評価と見直し	4
7.	その他	4
第 2 章	障がいのある方の現況	
1.	人口・世帯	6
2.	障害者手帳等の所持者数	6
3.	身体障害者手帳の所持者数	7
4.	愛護（療育）手帳の所持者数	8
5.	精神障害者保健福祉手帳の所持者数	8
6.	自立支援医療（精神通院）の受給者数	9
7.	難病患者等の状況（特定医療受給者証所持者数）	10
8.	障害福祉サービス支給決定者数の状況	10
9.	障害福祉サービス等提供事業所の状況	11
第 3 章	障害福祉サービス等の見込量	
第 1 節	障害福祉サービス等の提供に係る成果目標と数値目標	
1.	福祉施設入所者の地域生活への移行	14
2.	地域生活支援拠点等が有する機能の充実	15
3.	福祉施設から一般就労への移行等	16
第 2 節	障害福祉サービスの必要見込量	
1.	訪問系サービス	17
2.	日中活動系サービス	19
3.	居住系サービス	25
4.	指定相談支援	27
第 4 章	障害児通所支援等の見込量	
第 1 節	障害児通所サービス等の提供に係る成果目標と数値目標	
1.	障害児支援の提供体制の整備等	30
第 2 節	障害児通所サービス等の必要量見込み	
1.	障害児通所支援	30
2.	障害児相談支援	33

第5章	地域生活支援事業の見込量	
1.	理解促進研修・啓発事業	36
2.	自発的活動支援事業	36
3.	相談支援事業	37
4.	成年後見制度利用支援事業	38
5.	成年後見制度法人後見支援事業	38
6.	意思疎通支援事業	39
7.	日常生活用具給付等事業	40
8.	手話奉仕員養成研修事業	41
9.	移動支援事業	42
10.	地域活動支援センター機能強化事業	42
11.	訪問入浴サービス事業	43
12.	生活訓練等事業	43
13.	日中一時支援事業	44
14.	巡回支援専門員整備事業	44
15.	社会参加促進事業	45
16.	就業・就労支援事業	46
第6章	サービス見込量等確保のための方策	
1.	障害福祉サービス基盤整備・促進	48
2.	障害児通所支援等の基盤整備・促進	48
3.	相談支援体制の充実・強化	48
4.	地域生活支援事業の充実	48
5.	障害のある方の就労支援	48
●	五所川原市障害者計画・障害福祉計画策定委員会委員	49

第1章 計画の概要

第1章 計画の概要

1. 計画策定の趣旨

「五所川原市第6期障害福祉計画」（以下「第6期障害福祉計画」という。）は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下「障害者総合支援法」という。）の「全ての国民が、障害の有無にかかわらず等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものである」との理念を実現するため、障害者総合支援法第88条の規定に基づき、国の定める基本指針（平成18年厚生労働省告示第395号）（以下「基本指針」という。）に即し、地域において必要な「障害福祉サービス」及び「地域生活支援事業」の各種サービスが計画的に提供されるよう、令和5年度における数値目標の設定及び各年度の需要を見込むとともに、提供体制の確保や推進のための取り組みを定めるものです。

「五所川原市第2期障害児福祉計画」（以下「第2期障害児福祉計画」という。）は、児童福祉法第33条の20の規定に基づき、国の定める基本指針に即し、地域において必要な「障害児通所支援等」の各種サービスが計画的に提供されるよう、令和5年度における数値目標の設定及び各年度の需要を見込むとともに、提供体制の確保や推進のための取り組みを定めるものです。

2. 計画の基本理念

「第6期障害福祉計画」及び「第2期障害児福祉計画」は、障害者の権利に関する条約及び障害者基本法、障害者総合支援法、児童福祉法並びに「五所川原市第3期障害者計画」（以下「第3期障害者計画」という。）及び「五所川原市第5期障害福祉計画」（以下「第5期障害福祉計画」という。）に掲げた「完全参加と平等」という基本理念を踏襲しつつ、地域のあらゆる住民が「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域・暮らし・生きがいとともに創り、高めあうことのできる共生社会の実現を理念に加えます。

3. 計画の位置づけ

（1）第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画の位置づけ

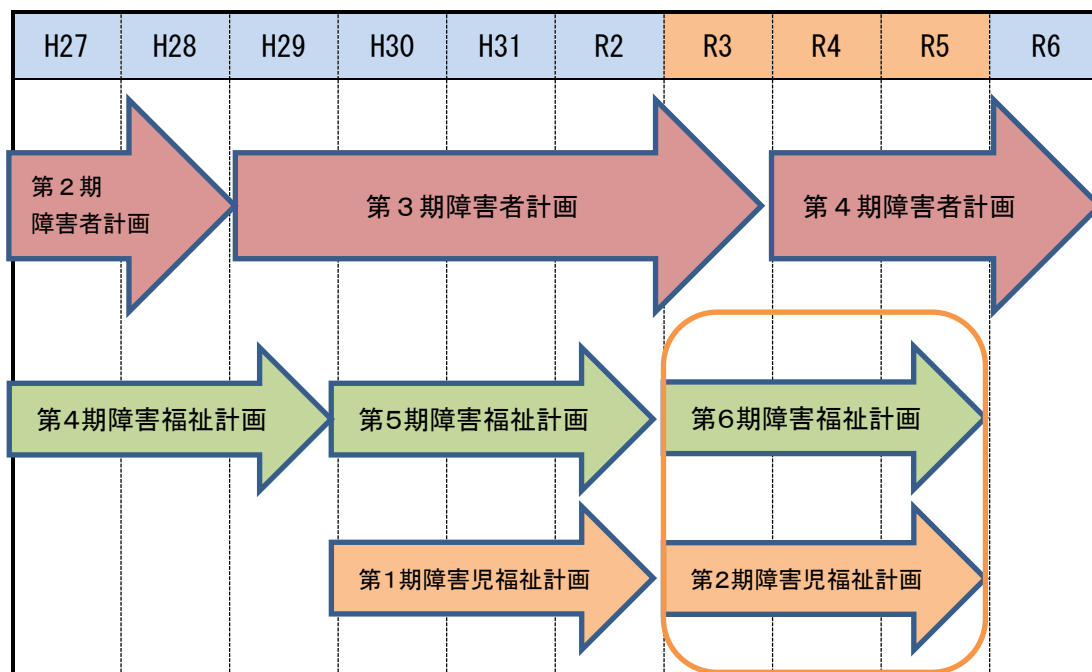
第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画は、障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく「市障害福祉計画」「市障害児福祉計画」として策定するものです。

（2）他の計画との関係

第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画は、「五所川原市総合計画」、「五所川原市地域福祉計画」、障害者福祉分野計画である「第3期障害者計画」及び各分野の関連計画との整合性を図りながら策定するものです。

4. 計画期間

第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画の計画期間は、令和3年度から令和5年度までの3年間とします。



5. 計画策定のための取組

第6期障害福祉計画の策定にあたっては、障がいのある人やご家族、障害福祉サービス提供事業者等から広く意見・提言を伺い計画に反映させるため、以下のような体制で行いました。

(1) アンケート調査

本市の手帳所持者1,000人、事業所40か所を対象にアンケート調査を実施しました。(アンケート実施時期：令和2年9月)。

(2) 五所川原市障害者計画・障害福祉計画策定委員会の設置

障がいのある人やその家族、障害者支援団体、障害福祉サービス提供事業者、行政機関の職員を委員とする「五所川原市障害者計画・障害福祉計画策定委員会」を設置して、計画内容について審議していただきました。

(3) パブリックコメントの実施

計画(案)についての意見・提言を募集し、計画に反映させるため、令和3年2月10日から令和3年3月11日までパブリックコメントを実施しました。

第1章 計画の概要

6. 計画の評価と見直し

障害者総合支援法においては、計画に定める事項について、定期的に調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、計画を変更することその他の必要な措置を講じること（PDCA サイクル）とされています。

成果目標及び活動指標等については、少なくとも1年に1回その実績を把握し、障害者施策や関連施策の動向も踏まえながら、障害福祉計画の中間評価として分析・評価を行います。

この中間評価等の結果を踏まえ、必要があると認めるときは、障害福祉計画の変更や事業の見直し等を実施します。

また、中間評価等の際には、自立支援協議会等の意見を聴くとともに、その結果を公表します。

※PDCAサイクルとは、様々な分野・領域における品質改善や業務改善などに広く活用されているマネジメント手法で、「計画（Plan）」「実行（Do）」「評価（Check）」「改善（Act）」のプロセスを順に実施していくものです。

※成果目標とは、障害福祉サービス等の提供体制確保の一環として、基本指針の中で、基本理念等を踏まえて国全体で達成すべき目標として設定するものです。

※活動指標とは、障害福祉サービスの提供体制確保に関する成果目標等を達成するために必要となるサービス提供量等の見込みとして設定するものです。

7. その他

(1) 「障害」・「障がい」の表記について

法律上の用語や固有の表記の際は、その記載どおり用い、それ以外での記載について「障がい」を用いることとしますので、本計画では、「障害」と「障がい」の表記が混在します。

(2) 「療育手帳」について

青森県で発行している手帳は「愛護手帳（療育手帳）」と記載されているため、本計画においては「愛護（療育）手帳」と表記します。

第2章 障がいのある方の現況

第2章 障がいのある方の現況

1. 人口・世帯

本市の人口は、令和2年3月末現在で53,576人、世帯数は25,568世帯です。

人口については、少子高齢化により減少傾向にあり、平成28年3月末から令和2年3月末の5年間で約3,300人減少しています。

人口が減少している反面、世帯数については増加傾向で約170世帯増加しており、子育て家庭の核家族化や高齢者の単身世帯が増加していることが考えられます。

■当市の人口と世帯数の推移

	H27	H28	H29	H30	H31(R1)
人口	56,893	56,148	55,277	54,318	53,576
世帯数	25,394	25,462	25,513	25,511	25,568
人口/世帯数	2.24	2.20	2.16	2.12	2.09

資料：住民基本台帳（各年度3月末）

■当市の人口（年齢別）の推移

	H27	H28	H29	H30	H31(R1)
0歳～17歳	7,827	7,540	7,183	6,871	6,548
18歳～64歳	31,333	30,626	29,778	28,955	28,421
65歳以上	17,733	17,982	18,316	18,492	18,607
合計	56,893	56,148	55,277	54,318	53,576

資料：住民基本台帳（各年度3月末）

2. 障害者手帳等の所持者数

令和元年度末現在の身体障害者手帳の所持者数は2,542人、愛護（療育）手帳の所持者数は575人、精神障害者保健福祉手帳の所持者数は693人です。身体障害者手帳の交付状況については、平成25年度の2,847人をピークに減少傾向にありますが、愛護（療育）手帳および精神障害者保健福祉手帳の交付状況については増加傾向にあります。

■各種障害者手帳所持者数の推移

	H27	H28	H29	H30	H31(R1)
身体障害者手帳	2,766	2,737	2,603	2,567	2,542
愛護(療育)手帳	557	559	568	574	575
精神障害者保健福祉手帳	606	623	658	699	693
合計	3,929	3,919	3,829	3,840	3,810

資料：青森県障害者相談センター及び西北地域県民局地域健康福祉部業務概要より（各年度3月末）

3. 身体障害者手帳の所持者数

令和元年度末の身体障害者手帳の所持者数は2,542人で、本市人口のおよそ4.7%となっており、障がいの程度別では重度者（1級・2級）の方が約半数を占めています。

また、障害種別では、音声・言語機能障害の方が増加傾向にあり、そのほかの種別では、横ばいまたは減少しています。年齢別では0歳から17歳が24人（約0.9%）、18歳以上が2,518人（約99.1%）であり、そのうち65歳以上は1,794人と全体の約70%を占めています。

■年代別身体障害者手帳所持者数の推移

	H27	H28	H29	H30	H31(R1)
0歳～17歳	44	39	34	28	24
18歳以上	2,722	2,698	2,569	2,539	2,518
合計	2,766	2,737	2,603	2,567	2,542

資料：青森県障害者相談センター業務概要より（各年度3月末）

■障害部位別身体障害者手帳所持者数の推移

	H27	H28	H29	H30	H31(R1)
視覚障害	183	183	174	177	174
聴覚・平衡機能障害	264	259	244	232	230
音声・言語機能障害	23	23	29	26	28
肢体不自由	1,455	1,422	1,348	1,319	1,271
内部障害	841	850	808	813	839
合計	2,766	2,737	2,603	2,567	2,542

資料：青森県障害者相談センター業務概要より（各年度3月末）

■障害等級別身体障害者手帳所持者数の推移

	H27	H28	H29	H30	H31(R1)
1級	968	928	880	876	878
2級	404	400	375	372	364
3級	468	461	444	436	418
4級	621	638	606	595	596
5級	139	138	131	130	131
6級	166	172	167	158	155
合計	2,766	2,737	2,603	2,567	2,542

資料：青森県障害者相談センター業務概要より（各年度3月末）

第2章 障がいのある方の現況

4. 愛護（療育）手帳の所持者数

令和元年度末の愛護（療育）手帳の所持者数は575人で、本市人口のおよそ1.0%となっており、B判定の方が増加傾向にあります。年齢別では0歳～17歳が90人（約15.6%）、18歳以上が485人（約84.4%）であり、そのうち65歳以上は74人と全体の約13%を占めています。

■年代別愛護（療育）手帳所持者数の推移

	H27	H28	H29	H30	H31(R1)
0歳～17歳	109	105	101	101	90
18歳以上	448	454	467	473	485
合計	557	559	568	574	575

資料：青森県障害者相談センター業務概要より（各年度3月末）

■年等級別愛護（療育）手帳所持者数の推移

	H27	H28	H29	H30	H31(R1)
A判定	241	230	227	225	228
B判定	316	329	341	349	347
合計	557	559	568	574	575

資料：青森県障害者相談センター業務概要より（各年度3月末）

5. 精神障害者保健福祉手帳の所持者数

令和元年度末の精神障害者保健福祉手帳の所持者数は693人で、本市人口のおよそ1.2%となっており、2級・3級の所持者が増加傾向にあります。年齢別では0歳～17歳が16人（約2.3%）、18歳以上が677人（約97.7%）であり、そのうち65歳以上は177人と全体の約26%を占めています。

■精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

	H27	H28	H29	H30	H31(R1)
1級	216	209	213	206	184
2級	337	358	395	429	445
3級	53	56	50	64	64
合計	606	623	658	699	693

資料：青森県地域健康福祉部業務概要から引用（各年度3月末）

6. 自立支援医療（精神通院）の受給者数

令和元年度末現在の自立支援医療（精神通院）の受給者数は1,188人で年々増加傾向にあります。病名別では、「統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害」が最も多く、次いで「気分（感情）障害」となっています。

■自立支援医療（精神通院）の受給者数の推移

病名別	H27	H28	H29	H30	H31 (R1)
症状性を含む器質性精神障害	30	26	30	33	40
精神作用物質使用による精神及び行動の障害	21	22	21	19	21
統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害	474	485	491	486	467
気分（感情）障害	289	301	316	308	321
神経症性障害、ストレス関連障害及び身体表現性障害	24	28	29	31	34
生理的障害及び身体的要因に関連した行動症候群	1	3	2	1	2
成人の人格及び行動の障害	2	3	3	4	4
精神遅滞	20	17	25	24	21
心理的発達障害	37	44	49	61	71
小児期・青年期に通常発症する行動及び情緒の障害及び特定不能の精神障害	5	7	19	25	30
てんかん	76	80	93	96	101
その他	67	66	68	67	76
合計	1,046	1,082	1,146	1,155	1,188

資料：青森県地域健康福祉部事業概要から引用（各年度3月末）

第2章 障がいのある方の現況

7. 難病患者等の状況（特定医療受給者証所持者数）

障害者手帳が取得できない難病患者等でも障害者総合支援法で定める障害福祉サービスの対象となっています。難病患者等のうち、特定医療受給者証所持者数は、令和元年度末で461人、小児慢性特定疾病医療受給数は45人となっています。

また、令和元年7月1日から、障害福祉サービスの対象となる難病の範囲が361疾病に拡大されました。

■難病患者等の状況

	H27	H28	H29	H30	H31(R1)
指定難病等 特定医療受給数	461	486	440	449	461
小児慢性特定 疾病医療受給数	59	63	56	54	45

資料：青森県地域健康福祉部事業概要から引用（各年度3月末）

8. 障害福祉サービス支給決定者数の状況

障害福祉サービス受給に必要な障害支援区分認定者数は、令和元年度末で600人となり、年々増加しています。

また、障害児通所サービスの支給決定者数についても、同様に増加しています。

■障害福祉サービス支給決定者数の推移

	H27	H28	H29	H30	H31(R1)
区分1	17	13	16	16	7
区分2	113	115	110	106	100
区分3	139	136	133	127	146
区分4	98	106	110	111	123
区分5	66	64	75	90	97
区分6	106	112	110	124	127
合計	539	546	554	574	600

資料：福祉政策課調べ（各年度3月末）

■障害児通所サービス支給決定者数の推移

	H27	H28	H29	H30	H31(R1)
決定児童数	115	121	132	141	163

資料：福祉政策課調べ（各年度3月末）

9. 障害福祉サービス等提供事業所の状況

(1) 障害福祉サービス

市内の障害福祉サービス提供事業所の設置状況は以下のとおりです。

サービスの名称	事業所数(H29.10.1)	事業所数(R2.4.1)
居宅介護	26か所	28か所
重度訪問介護	23か所	25か所
同行援護	11か所	9か所
行動援護	10か所	9か所
重度障害者等包括支援	—	—
生活介護	12か所	12か所
自立訓練(機能訓練)	2か所	2か所
自立訓練(生活訓練)	5か所	3か所
自立訓練(生活訓練(宿泊型))	—	—
就労移行支援(一般型)	7か所	3か所
就労継続支援A型	7か所	5か所
就労継続支援B型	14か所	16か所
療養介護	—	—
短期入所(福祉型)	5か所	4か所
短期入所(福祉型(強化))	—	1か所
共同生活援助(介護サービス包括型)	22か所	24か所
共同生活援助(外部サービス利用型)	1か所	1か所
施設入所支援	4か所	4か所
計画相談支援	12か所	12か所
一般相談支援(地域移行支援)	6か所	6か所
一般相談支援(地域定着支援)	6か所	6か所
児童発達支援	4か所	5か所
福祉型児童発達支援(センター)	—	1か所
放課後等デイサービス	5か所	7か所
保育所等訪問支援	1か所	3か所
障害児相談支援	8か所	8か所

資料：福祉政策課調べ（R2.4.1現在）

第2章 障がいのある方の現況

(2) 地域生活支援事業

当市の地域生活支援事業を委託している事業所の状況は次のとおりです。

サービスの名称	事業所数 (H29. 10. 1)	事業所数 (R2. 4. 1)
障害者相談支援事業	11 箇所	12 箇所
住宅入居等支援事業	2 箇所	2 箇所
移動支援事業	12 箇所	14 箇所
生活支援事業	—	1 箇所
地域活動支援センター機能強化事業	1 箇所	1 箇所
日中一時支援事業	11 箇所	11 箇所
訪問入浴サービス事業	2 箇所	1 箇所
知的障害者職親委託事業	3 箇所	3 箇所

資料：福祉政策課調べ（R2. 4. 1現在）

第3章

障害福祉サービス等の見込量

第3章 障害福祉サービス等の見込量

第1節 障害福祉サービス等の提供に係る成果目標と数値目標

1. 福祉施設入所者の地域生活への移行

施設に入所している障がいのある方が、グループホームや一般住宅等に移行し、地域生活を送ることができるようになることを目標に、令和5年度における成果目標を設定します。

■国の基本指針

- ・令和5年度末までに令和元年度末時点の施設入所者数の6%以上を地域生活へ移行
- ・令和5年度末時点の施設入所者数を令和元年度末時点から1.6%以上削減

■第6期障害福祉計画における令和5年度の成果目標

項目	目標値	考え方
入所施設から地域生活に移行する者の数	8人	国の基本指針に基づき、令和5年度末において、令和元年度末施設入所者数（124人）の6%以上（8人）が地域生活へ移行することを目指します。
施設入所者の減少数	2人	国の基本指針に基づき、令和5年度末において、令和元年度末施設入所者数（124人）の1.6%以上（2人）を削減することを目指します。

2. 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

地域生活支援拠点等とは、障がいのある方の地域生活を支援する機能の集約を行う拠点等とされ、グループホーム又は障害者支援施設に地域生活支援の機能を集約し付加した拠点又はそれらを地域における複数の機関が分担して機能を担う体制とされています。

今後、国の基本方針に基づき、市単独か圏域での整備がよいのかを検討の上、課題等を整理し進めます。

■国の基本指針

- ・令和5年度末までに各圏域に少なくとも1つを確保しつつ、年1回以上運用状況を検証・検討

■令和5年度における成果目標

項目	目標値
地域生活支援拠点等の整備	圏域内に1か所

※地域生活支援拠点：次の機能を集約し、グループホーム又は障害者支援施設に付加した拠点。

各地域内で地域生活支援の拠点等の整備に当たって求められる機能

- ・相談（地域移行、親元からの自立等）
- ・体験の機会・場（一人暮らし、グループホーム等）
- ・専門性（人材の確保・養成、連携等）
- ・地域の体制づくり（サービス拠点、コーディネーターの配置等）
- ・緊急時の受入れ・対応（ショートステイの利便性・対応力向上等）

第3章 障害福祉サービス等の見込量

3. 福祉施設から一般就労への移行等

福祉施設の利用者の一般就労への移行を進め、なおかつ障がいのある方の就労定着を支援するため、令和5年度における成果目標を設定します。

■国の基本指針

- ・令和5年度中に福祉施設からの一般就労に移行する者を令和元年度実績の1.27倍以上（移行支援事業1.30倍以上、就労A型概ね1.26倍以上、就労B型概ね1.23倍以上）
- ・令和5年度における一般就労への移行者のうち、就労定着事業を利用するものが7割以上
- ・就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所が全体の7割以上

■令和5年度における成果目標

項目	目標値	考え方
福祉施設（※）から一般就労への移行者数	2人	国の基本指針に基づき、令和5年度末において、令和元年度における福祉施設から一般就労への移行者の実績（1人）の1.27倍以上（2人）を目指します。
一般就労への移行者のうち、就労定着事業の利用者数の割合	7割	国の基本指針に基づき、令和5年度における一般就労への移行者のうち、就労定着事業を利用するものが7割以上を目指します。
就労定着支援事業所の就労定着率等	7割	国の基本指針に基づき、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所が全体の7割以上を目指します。

※ここでの福祉施設の範囲は、就労移行支援、就労継続支援（A・B）、生活介護、自立訓練です。

第2節 障害福祉サービスの必要見込量

第5期障害福祉計画で定めたサービスの見込量と実績を検証した上で、第6期障害福祉計画期間中のサービス量を見込みます。

1. 訪問系サービス

(1) 居宅介護

自宅での入浴、排泄、食事の介護及び家事における支援等を行います。

(2) 重度訪問介護

重度の障がいがあり、常に介護が必要な人に、自宅での介護から外出時の移動支援までを総合的に行います。

(3) 行動援護

知的障害や精神障害により行動が困難で、常に介護が必要な人に、外出時の移動の支援や行動の際に生じる危険回避のための援護等を行います。

(4) 重度障害者等包括支援

介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等の障害福祉サービスを包括的に行います。

(5) 同行援護

視覚障害により移動が著しく困難な人に、外出時同行し、必要な情報の提供や移動の支援を行います。

■第5期障害福祉計画の見込量と実績

	単位	第5期見込量			第5期実績		
		H30	H31	R2	H30	H31	R2
実利用人員	人/月	187	187	187	199	204	200
サービス量	時間/月	3,870	3,870	3,870	3,960	4,017	3,907

■実利用人員の内訳

	単位	第5期見込量			第5期実績		
		H30	H31	R2	H30	H31	R2
居宅介護	人/月	156	156	156	166	171	168
重度訪問介護	人/月	14	14	14	14	14	14
行動援護	人/月	3	3	3	3	3	3
重度障害者等包括支援	人/月	0	0	0	0	0	0
同行援護	人/月	14	14	14	16	16	15
合計	人/月	187	187	187	199	204	200

第3章 障害福祉サービス等の見込量

■サービス量の内訳

	単位	第5期見込量			第5期実績		
		H30	H31	R2	H30	H31	R2
居宅介護	時間/月	1,920	1,920	1,920	2,045	2,167	2,100
重度訪問介護	時間/月	1,680	1,680	1,680	1,642	1,584	1,598
行動援護	時間/月	43	43	43	19	14	13
重度障害者等包括支援	時間/月	0	0	0	0	0	0
同行援護	時間/月	227	227	227	254	252	196
合計	時間/月	3,870	3,870	3,870	3,960	4,017	3,907

②第6期障害福祉計画における見込量

第5期障害福祉計画策定時には、精神障害のある方の地域移行や病院に入院中でも重度訪問介護の対象となることによる利用増と障がいのある方の高齢化による介護保険適用も考慮し、平成29年度の利用量とほぼ同程度を見込んでいましたが、実績は見込みを上回りました。

第6期障害福祉計画では、第5期実績の平均値を用いて一定のサービス量を見込みます。

■実利用人数とサービス量

	単位	第6期見込量		
		R3	R4	R5
実利用人員	人/月	200	200	200
サービス量	時間/月	3,960	3,960	3,960

■実利用人員の内訳

	単位	第6期見込量		
		R3	R4	R5
居宅介護	人/月	168	168	168
重度訪問介護	人/月	14	14	14
行動援護	人/月	3	3	3
重度障害者等包括支援	人/月	0	0	0
同行援護	人/月	15	15	15
合計	人/月	200	200	200

■サービス量の内訳

	単位	第6期見込量		
		R3	R4	R5
居宅介護	時間/月	2,104	2,104	2,104
重度訪問介護	時間/月	1,608	1,608	1,608
行動援護	時間/月	14	14	14
重度障害者等包括支援	時間/月	0	0	0
同行援護	時間/月	234	234	234
合計	時間/月	3,960	3,960	3,960

2. 日中活動系サービス

(1) 生活介護

常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排泄及び食事の介護などを行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会の提供などを行います。

■第5期障害福祉計画の見込量と実績

	単位	第5期見込量			第5期実績		
		H30	H31	R2	H30	H31	R2
実利用人員	人/月	264	270	274	267	262	255
サービス量	人日/月	5,280	5,400	5,480	5,204	5,063	4,919

■第6期障害福祉計画における見込量

第5期障害福祉計画期間内において、利用者はおおむね見込みどおりでした。

第6期障害福祉計画では、障がいのある方の高齢化による増加が予想される一方、施設入所からの地域移行が進めば抑制される面もあることから、第5期実績の平均値を用いて一定のサービス量を見込みます。

	単位	第6期見込量		
		R3	R4	R5
実利用人員	人/月	260	260	260
サービス量	人日/月	5,060	5,060	5,060

第3章 障害福祉サービス等の見込量

(2) 自立訓練（機能訓練）

地域生活を営む上で、身体機能や生活能力の維持・向上等のために支援が必要な人に対して、一定期間、身体機能のリハビリテーション等を行います。

■第5期障害福祉計画の見込量と実績

	単位	第5期見込量			第5期実績		
		H30	H31	R2	H30	H31	R2
実利用人員	人/月	5	5	5	4	5	3
サービス量	人日/月	75	75	75	63	69	36

■第6期障害福祉計画における見込量

第5期障害福祉計画期間内において、利用者はおおむね見込みどおりでした。

第6期障害福祉計画では、身体障害者手帳交付者数に応じて、利用者数も同様に推移するものとして、第5期実績の平均値を用いて一定のサービス量を見込みます。

	単位	第6期見込量		
		R3	R4	R5
実利用人員	人/月	4	4	4
サービス量	人日/月	56	56	56

(3) 自立訓練（生活訓練）

地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上等のために支援が必要な人に対して、一定期間、食事や家事等の日常生活能力を向上するための支援等を行います。

■第5期障害福祉計画の見込量と実績

	単位	第5期見込量			第5期実績		
		H30	H31	R2	H30	H31	R2
実利用人員	人/月	30	30	30	5	4	4
サービス量	人日/月	393	393	393	71	56	52

■第6期障害福祉計画における見込量

第5期障害福祉計画期間内において、利用者は見込みを下回りました。これは、利用期間が限られていることもあり、サービス利用が終わったこと、愛護（療育）手帳を幼年で取得することで、養育者が健在でサービスが不要であることが推測されます。

第6期障害福祉計画では、利用者数が減少傾向にあることも考慮しますが、訓練として一定のサービス量を見込みます。

	単位	第6期見込量		
		R3	R4	R5
実利用人員	人/月	4	4	4
サービス量	人日/月	60	60	60

(4) 就労移行支援

一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力向上のために必要な訓練を行います。

■第5期障害福祉計画の見込量と実績

	単位	第5期見込量			第5期実績		
		H30	H31	R2	H30	H31	R2
実利用人員	人/月	39	39	39	10	10	6
サービス量	人日/月	636	636	636	160	162	96

■第6期障害福祉計画における見込量

第5期障害福祉計画期間内において、利用者は見込みを下回りました。これは同サービスの提供事業所が減少したことが要因と考えられます。

第6期障害福祉計画では、国の基本指針で令和元年度実績の1.27倍以上とされていることから、そのサービス量を見込みます。

	単位	第6期見込量		
		R3	R4	R5
実利用人員	人/月	13	13	13
サービス量	人日/月	210	210	210

第3章 障害福祉サービス等の見込量

(5) 就労継続支援（A型）

一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力向上のために必要な訓練を行います。

※A型（雇成型）は、就労移行支援事業を利用したが企業等の雇用に結びつかなかった人や離職者等に対して、事業所内での雇用契約に基づく就労機会を提供するとともに、一般就労への移行支援等を行います。

■第5期障害福祉計画の見込量と実績

	単位	第5期見込量			第5期実績		
		H30	H31	R2	H30	H31	R2
実利用人員	人/月	70	73	75	77	72	73
サービス量	人日/月	1,470	1,533	1,575	1,463	1,431	1,443

■第6期障害福祉計画における見込量

第5期障害福祉計画期間内において、利用者はおおむね見込みどおりでした。これは、地域での雇用契約による支援の選択肢が広がったこと及び就労移行支援事業を利用したが企業等の雇用に結びつかなかった人や離職者等で、事業所内での雇用契約に基づく就労を行いながら、一般就労を再度目指す人が増えたものと考えられます。

平成30年4月から障害者雇用における精神障害者の法定雇用率も定められたことにより、雇用契約に基づく就労を行いつつ、一般就労を目指す人が増えると考えられることから、第5期実績の平均値を用いて一定のサービス量を見込みます。

	単位	第6期見込量		
		R3	R4	R5
実利用人員	人/月	74	74	74
サービス量	人日/月	1,450	1,450	1,450

(6) 就労継続支援（B型）

一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力向上のために必要な訓練を行います。

※B型（非雇成型）は、就労移行支援事業を利用したが企業等の雇用に結びつかない人や一定の年齢に達している人等に対して、就労機会の提供等を行います（雇用契約は締結しない）。

第3章 障害福祉サービス等の見込量

■第5期障害福祉計画の見込量と実績

	単位	第5期見込量			第5期実績		
		H30	H31	R2	H30	H31	R2
実利用人員	人/月	202	208	212	227	254	263
サービス量	人日/月	3,838	3,952	4,028	4,234	4,811	4,927

■第6期障害福祉計画における見込量

第5期障害福祉計画期間内において、利用者は見込みを上回りました。これは、事業所の増加により、希望する利用者の利便が図られたことによるものと考えられます。

第6期障害福祉計画では、直近の利用者数の伸び及び精神障害のある方の地域移行が図られることにより、一般就労や就労継続支援A型を利用できない人が、B型を利用することも考えられることから、第5期実績の平均値を用いて一定のサービス量を見込みます。

	単位	第6期見込量		
		R3	R4	R5
実利用人員	人/月	250	250	250
サービス量	人日/月	4,660	4,660	4,660

(7) 就労定着支援

就労移行支援等を利用後、一般就労した障がいのある人が、就労に伴い発生した生活面での課題に対応するための相談等を行います。

■第5期障害福祉計画の見込量と実績

	単位	第5期見込量			第5期実績		
		H30	H31	R2	H30	H31	R2
実利用人員	人/月	5	8	10	1	3	3

■第6期障害福祉計画における見込量

第5期障害福祉計画期間内において、利用者は見込みを下回りました。

第6期障害福祉計画では、国の基本指針で一般就労への移行者のうち当該事業の利用者が7割の以上とされていることから、その利用人員を見込みます。

	単位	第6期見込量		
		R3	R4	R5
実利用人員	人/月	9	9	9

第3章 障害福祉サービス等の見込量

(8) 療養介護

所定の障害支援区分を有し、医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話等を行います。

■第5期障害福祉計画の見込量と実績

	単位	第5期見込量			第5期実績		
		H30	H31	R2	H30	H31	R2
実利用人員	人/月	16	16	16	18	19	20

■第6期障害福祉計画における見込量

第5期障害福祉計画期間内において、利用者はおおむね見込みどおりでした。

第6期障害福祉計画では、利用者数増減の要因と考えられることがないため、第5期実績の平均値を用いて一定の利用人員を見込みます。

	単位	第6期見込量		
		R3	R4	R5
実利用人員	人/月	19	19	19

(9) 短期入所（医療型）

自宅で介護する人が病気やレスパイトの場合等に、医療的ケアが必要な方に対して、短期間、夜間も含めて入浴、排泄、食事の介護及び医療的ケアの提供等を行います。

■第5期障害福祉計画の見込量と実績

	単位	第5期見込量			第5期実績		
		H30	H31	R2	H30	H31	R2
実利用人員	人/月	3	3	3	2	1	1
サービス量	人日/月	24	24	24	12	9	24

■第6期障害福祉計画における見込量

第5期障害福祉計画期間内において、利用者はおおむね見込みどおりでした。

第6期障害福祉計画では、利用者数増減の要因と考えられることがないため、第5期実績の平均値を用いて一定のサービス量を見込みます。

	単位	第6期見込量		
		R3	R4	R5
実利用人員	人/月	1	1	1
サービス量	人日/月	15	15	15

(10) 短期入所（福祉型）

自宅で介護する人が病気やレスパイトの場合等に、短期間、夜間も含めて入浴、排泄及び食事の介護等を行います

■第5期障害福祉計画の見込量と実績

	単位	第5期見込量			第5期実績		
		H30	H31	R2	H30	H31	R2
実利用人員	人/月	18	18	18	14	9	6
サービス量	人日/月	360	360	360	261	223	180

■第6期障害福祉計画における見込量

第5期障害福祉計画期間内において、利用者は見込みを下回りましたが、支援を提供することができました。

第6期障害福祉計画では、利用者数増減の要因と考えられることがないため、第5期実績の平均値を用いて一定のサービス量を見込みます。

	単位	第6期見込量		
		R3	R4	R5
実利用人員	人/月	10	10	10
サービス量	人日/月	220	220	220

※レスパイトとは、一時的中断、休息、息抜きを意味する英語 (respite)。乳幼児や障害者、高齢者など要介護者を在宅でケアしている家族の精神的疲労を軽減するため、一時的にケアの代替を行うサービスのことを「レスパイトケア」「レスパイトサービス」といいます。

3. 居住系サービス

(1) 自立生活援助

障害者支援施設やグループホーム等の利用から、賃貸住宅等で一人暮らしへの移行を希望する知的障がいのある人や精神障がいのある人等について、本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、理解力や生活力等を補う観点から、適時のタイミングで適切な支援を行うサービスです。

第3章 障害福祉サービス等の見込量

■第5期障害福祉計画の見込量と実績

	単位	第5期見込量			第5期実績		
		H30	H31	R2	H30	H31	R2
実利用人員	人/月	1	2	2	0	0	0

■第6期障害福祉計画における見込量

第5期障害福祉計画期間内において、利用者はいませんでした。

第6期障害福祉計画では、施設等から在宅生活へ移行するには、相談支援のメニューの中の地域移行支援を利用後に、このサービスを利用するものと考えられることから、地域移行支援の見込量に合わせて、このサービスの利用人員を見込みます。

	単位	第6期見込量		
		R3	R4	R5
実利用人員	人/月	2	2	2

(2) 共同生活援助

共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助等を行います。

■第5期障害福祉計画の見込量と実績

	単位	第5期見込量			第5期実績		
		H30	H31	R2	H30	H31	R2
実利用人員	人/月	137	145	145	145	144	146

■第6期障害福祉計画における見込量

第5期障害福祉計画期間内において、利用者はおおむね見込みどおりでした。

第6期障害福祉計画では、施設入所者の地域移行や精神障がいのある方の長期入院患者が地域生活をするためには、グループホームが有効であると考えられることから、第5期実績の平均値を用いて一定の利用人員を見込みます。

	単位	第6期見込量		
		R3	R4	R5
実利用人員	人/月	145	145	145

(3) 施設入所支援

施設に入所する人に対して、夜間や休日に入浴、排泄、及び食事の介護等を行います。

■第5期障害福祉計画の見込量と実績

	単位	第5期見込量			第5期実績		
		H30	H31	R2	H30	H31	R2
実利用人員	人/月	122	120	119	123	124	123

■第6期障害福祉計画における見込量

第5期障害福祉計画期間内において、利用者は見込みどおりとはなりませんでした。

第6期障害福祉計画では、引き続き地域移行を推進し、国の基本指針に示された利用人員を見込みます。

	単位	第6期見込量		
		R3	R4	R5
実利用人員	人/月	123	122	122

4. 指定相談支援

(1) 計画相談支援

障害福祉サービス利用の調整を必要とする人に対し、サービス等利用計画の作成を行います。

■第5期障害福祉計画の見込量と実績

	単位	第5期見込量			第5期実績		
		H30	H31	R2	H30	H31	R2
実利用人員	人/月	180	183	183	148	171	159

■第6期障害福祉計画における見込量

第5期障害福祉計画期間内において、利用者は見込みを下回りました。

第6期障害福祉計画では、第5期実績の平均値を用いて一定の利用人員を見込みます。

	単位	第6期見込量		
		R3	R4	R5
実利用人員	人/月	159	159	159

第3章 障害福祉サービス等の見込量

(2) 地域移行支援

施設や病院から退所・退院する障がいのある方に対して、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談等の支援を行います。

■第5期障害福祉計画の見込量と実績

	単位	第5期見込量			第5期実績		
		H30	H31	R2	H30	H31	R2
実利用人員	人/月	1	1	3	1	1	2

■第6期障害福祉計画における見込量

第5期障害福祉計画期間内において、利用者はおおむね見込みどおりでした。

第6期障害福祉計画では、実績のほか、長期入院中の精神に障がいのある方の地域移行も考慮して利用人員を見込みます。

	単位	第6期見込量		
		R3	R4	R5
実利用人員	人/月	4	6	8

(3) 地域定着支援

施設・病院からの退所・退院や家族からの独立などにより単身生活に移行した人等に対して、常時の連絡体制を確保し、障害特性に起因して生じた緊急事態等に相談などの支援を行います

■第5期障害福祉計画の見込量と実績

	単位	第5期見込量			第5期実績		
		H30	H31	R2	H30	H31	R2
実利用人員	人/月	1	2	3	0	0	0

■第6期障害福祉計画における見込量

第5期障害福祉計画期間内において、利用者はいませんでした。

第6期障害福祉計画では、緊急時における相談支援の充実を図り支援を確保するとともに、地域移行支援により地域移行できた方の利用も想定して利用人員を見込みます。

	単位	第6期見込量		
		R3	R4	R5
実利用人員	人/月	4	6	8

第4章

障害児通所支援等の見込量

第4章 障害児通所支援等の見込量

第1節 障害児通所サービス等の提供に係る成果目標と数値目標

1. 障害児支援の提供体制の整備等

障害児通所支援の状況や医療的ニーズへの対応状況などを踏まえ、障がいのある児童に対し、必要な発達支援が受けられるよう、障害児支援の提供体制の整備を図ることを目標に、国の基本指針に基づき、課題等を整理し進めます。

■国の基本指針

- ・令和5年度末までに児童発達支援センターを各市町村又は各圏域に少なくとも1か所以上設置
- ・令和5年度末までにすべての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築
- ・令和5年度末までに主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村又は各圏域に少なくとも1か所以上確保
- ・令和5年度末までに県、各圏域及び各市町村において、医療的ケア児支援のため保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設置するとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置

第2節 障害児通所サービス等の必要量見込み

第1期障害児福祉計画で定めた必要量の見込みと実績を検証した上で、第2期障害児福祉計画期間中のサービス量を見込みます。

1. 障害児通所支援

(1) 児童発達支援

障がいのある児童に対して施設に通っての日常生活における基本動作の指導や集団生活への適応訓練などを行います。

■第1期障害児福祉計画の見込量と実績

	単位	第1期見込量			第1期実績		
		H30	H31	R2	H30	H31	R2
実利用人員	人/月	47	57	64	55	58	59
サービス量	人日/月	400	485	544	372	412	372

第4章 障害児通所支援等の見込量

■第2期障害児福祉計画における見込量

第1期障害児福祉計画期間内において、3歳児健診等で発育の遅れを早期に発見、療育につなげることで利用者数はおおむね見込みどおりでした。

第2期障害児福祉計画では、サービス提供事業者が増えたことや第1期実績を基にサービス量を見込みます。

	単位	第2期見込量		
		R3	R4	R5
実利用人員	人/月	59	59	59
サービス量	人日/月	372	372	372

(2) 放課後等デイサービス

就学している障がいのある児童に対して、授業終了後又は休業日に施設に通っての訓練や社会との交流促進などを行います。

■第1期障害児福祉計画の見込量と実績

	単位	第1期見込量			第1期実績		
		H30	H31	R2	H30	H31	R2
実利用人員	人/月	85	90	100	80	84	108
サービス量	人日/月	1,037	1,080	1,220	998	1,146	1,385

■第2期障害児福祉計画における見込量

第1期障害児福祉計画期間内において、利用児は見込みを上回りました。

第2期障害児福祉計画では、児童発達支援の利用児の多くがこのサービスを利用することから、サービス量の増加を見込みます。

	単位	第2期見込量		
		R3	R4	R5
実利用人員	人/月	108	108	108
サービス量	人日/月	1,385	1,385	1,385

第4章 障害児通所支援等の見込量

(3) 保育所等訪問支援

障がいのある児童が通う保育所等を訪問し、他の児童との集団生活への適応のための専門的な支援を行います。

■第1期障害児福祉計画の見込量と実績

	単位	第1期見込量			第1期実績		
		H30	H31	R2	H30	H31	R2
実利用人員	人/月	10	10	15	7	13	27
サービス量	人日/月	16	16	24	10	19	37

■第2期障害児福祉計画における見込量

第1期障害児福祉計画期間内において、利用児は見込みを上回りました。これは、事業所の増加により、必要なサービス提供が可能となったものと考えられます。

第2期障害児福祉計画では、児童発達支援の利用児が同サービスでの集団生活への支援も図られると予想されることから、サービス量の増加を見込みます。

	単位	第2期見込量		
		R3	R4	R5
実利用人員	人/月	27	27	27
サービス量	人日/月	37	37	37

(4) 医療型児童発達支援

肢体不自由の障がいのある児童に対して医療機関に通っての児童発達支援及び治療を行います。

■第1期障害児福祉計画の見込量と実績

	単位	第1期見込量			第1期実績		
		H30	H31	R2	H30	H31	R2
実利用人員	人/月	1	1	1	0	0	0
サービス量	人日/月	10	10	10	0	0	0

第4章 障害児通所支援等の見込量

■第2期障害児福祉計画における見込量

第1期障害児福祉計画期間内において、利用児はいませんでした。

第2期障害児福祉計画では、青森県内の実績を参考としてサービス量を見込みます。

	単位	第2期見込量		
		R3	R4	R5
実利用人員	人/月	3	3	3
サービス量	時間/月	16	16	16

(5) 居宅訪問型児童発達支援

重度の障がい等の状態にある障害児であって、障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障害児に発達支援が提供できるよう、居宅を訪問して発達支援を行います。

■第1期障害児福祉計画の見込量と実績

	単位	第1期見込量			第1期実績		
		H30	H31	R2	H30	H31	R2
実利用人員	人/月	0	1	1	0	0	0
サービス量	人日/月	0	8	8	0	0	0

■第2期障害児福祉計画における見込量

第1期障害児福祉計画期間内において、利用児はいませんでした。

第2期障害児福祉計画では、青森県内の実績を参考としてサービス量を見込みます。

	単位	第2期見込量		
		R3	R4	R5
実利用人員	人/月	1	1	1
サービス量	時間/月	5	5	5

2. 障害児相談支援

障害児通所給付サービス利用の調整を必要とする人に対し、障害児支援利用計画を作成します。

■第1期障害児福祉計画の見込量と実績

	単位	第1期見込量			第1期実績		
		H30	H31	R2	H30	H31	R2
実利用人員	人/月	35	38	40	35	40	24

第4章 障害児通所支援等の見込量

■第2期障害児福祉計画における見込量

第1期障害児福祉計画期間内において、利用児は見込みを上回りました。

第2期障害児福祉計画では、第1期実績の平均値を用いて利用人員を見込みます。

	単位	第2期見込量		
		R3	R4	R5
実利用人員	人/月	33	33	33

第5章

地域生活支援事業の見込量

第5章 地域生活支援事業の見込量

1. 理解促進研修・啓発事業

障がいのある方が日常生活及び社会生活を送るうえで生じる「社会的障壁」をなくすため地域の住民に対して、障がいのある方に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動などを行います。

■第5期障害福祉計画の見込量と実績

	単位	第5期見込量			第5期実績		
		H30	H31	R2	H30	H31	R2
理解促進・研修啓発事業	-	未定	未定	実施	未実施	未実施	未実施

■第6期障害福祉計画における見込量

第5期計画期間内において、検討したものの実施までには至りませんでした。

今後は、地域において障害福祉を正しく理解するための勉強会の開催、広報紙等を活用した情報の提供等により「社会的障壁」の撤廃を目指します。

	単位	第6期見込量		
		R3	R4	R5
理解促進・研修啓発事業	-	未定	実施	実施

2. 自発的活動支援事業

障がいのある方及びその家族、地域住民などが地域において自発的に行う活動（ピアサポート、災害対策、孤立防止活動及びボランティア活動など）を支援します。

■第5期障害福祉計画の見込量と実績

	単位	第5期見込量			第5期実績		
		H30	H31	R2	H30	H31	R2
自発的活動支援事業	-	未定	未定	実施	未実施	未実施	未実施

■第6期障害福祉計画における見込量

第5期障害福祉計画期間内において、団体等が地域において自発的に行う活動を十分に把握できず、実施までには至りませんでした。今後は地域で障害福祉分野にかかわる活動を行っている団体や個人の情報を正確に把握し、地域が抱える課題等の情報共有を図り、課題解決に向け協働する体制の整備に努め、実施を目指します。

	単位	第6期見込量		
		R3	R4	R5
自発的活動支援事業	-	未定	実施	実施

3. 相談支援事業

(1) 障害者相談支援事業

障がいのある方やその保護者、介護者などからの相談に応じ、必要な情報の提供や助言、障害福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行います。

また、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整、障がいのある方の権利擁護のために必要な援助を行います。

(2) 基幹相談支援センター等機能強化事業

基幹相談支援センター等に専門的な職員を配置し、地域における相談支援事業者等に対する専門的な指導・助言、情報収集・提供、人材育成支援及び地域移行に向けた取組等を行います。

(3) 住宅入居等支援事業

賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な障がいのある方に対し、入居に必要な調整等に係る支援を行うとともに、家主等への相談・助言を通じて障がいのある方の地域生活を支援します。

■第5期障害福祉計画の見込量と実績

	単位	第5期見込量			第5期実績		
		H30	H31	R2	H30	H31	R2
障害者相談支援事業	実施か所	12	12	12	13	13	12
基幹相談支援センター	-	未定	未定	実施	未実施	未実施	未実施
市町村相談支援機能強化事業	-	実施	実施	実施	実施	実施	実施
住宅入居等支援事業	-	実施	実施	実施	実施	実施	実施

■第6期障害福祉計画における見込量

第5期障害福祉計画期間内において、基幹相談支援センターについては、市単独か圏域で配置するかの検討及びセンターで行う業務について検討したが、まとまりませんでした。

検討内容をまとめ、設置を目指します。

	単位	第6期見込量		
		R3	R4	R5
基幹相談支援センター	-	未定	実施	実施

第5章 地域生活支援事業の見込量

4. 成年後見制度利用支援事業

障害福祉サービスを利用し又は利用しようとする知的障害のある方又は精神障害のある方に対して、成年後見制度の利用について必要となる経費のすべて又は一部について補助を行います。

■第5期障害福祉計画の見込量と実績

	単位	第5期見込量			第5期実績		
		H30	H31	R2	H30	H31	R2
成年後見制度利用支援事業	人/年	1	1	1	0	0	2

■第6期障害福祉計画における見込量

第5期障害福祉計画期間内において、2件の利用実績がありました。

令和2年4月より成年後見支援センターごしよがわらが開設され、障がいのある方の権利擁護に対する地域住民の関心が高まってきており、今後の需要については増加することが見込まれます。今後も事業の周知徹底を図り、支援が必要な方の発見に努めます。

	単位	第6期見込量		
		R3	R4	R5
成年後見制度利用支援事業	人/年	5	6	7

5. 成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における法人後見活動を支援するために、実施団体に対する研修、安定的な実施のための組織体制の構築及び専門職による支援体制の構築などを行います。

■第5期障害福祉計画の見込量と実績

	単位	第5期見込量			第5期実績		
		H30	H31	R2	H30	H31	R2
成年後見制度法人後見支援事業	-	未定	未定	実施	未実施	未実施	未実施

■第6期障害福祉計画における見込量

第5期障害福祉計画期間内において、実施することができませんでした。

計画期間内において、できるだけ早期に実施を検討します。

	単位	第6期見込量		
		R3	R4	R5
成年後見制度法人後見支援事業	-	未定	実施	実施

第5章 地域生活支援事業の見込量

6. 意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある方とその他の方の意思疎通を仲介するため、必要に応じて手話通訳者、要約筆記奉仕員の派遣等を行います。

■第5期障害福祉計画の見込量と実績

	単位	第5期見込量			第5期実績		
		H30	H31	R2	H30	H31	R2
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	延人数	20	20	20	21	23	22
手話通訳者設置事業	設置数	1	1	1	1	1	1

■第6期障害福祉計画における見込量

第5期障害福祉計画期間中の手話通訳者・要約筆記者派遣について、概ね見込みどおりの派遣実績となりました。対象者の派遣希望に添えるよう、地域における意思疎通支援者の育成と確保に努め、提供体制の整備に努めます。

	単位	第6期見込量		
		R3	R4	R5
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	延人数	23	23	23
手話通訳者設置事業	設置数	1	1	1

第5章 地域生活支援事業の見込量

7. 日常生活用具給付等事業

重度の障がいのある方の日常生活上の便宜を図るため、用具を給付又は貸与します。

用具の種類	主な内容
介護・訓練支援用具	特殊寝台や特殊マットなど、身体介護を支援する用具や訓練に用いる椅子など
自立生活支援用具	入浴補助用具や聴覚障害者用屋内信号装置など、入浴、食事及び移動などの自立生活を支援するための用具
在宅療養等支援用具	電気式たん吸引機や盲人用体温計など、在宅療養等を支援するための用具
情報・意思疎通支援用具	点字器や人工喉頭など、情報収集、情報伝達や意思疎通等を支援するための用具
排泄管理支援用具	ストーマ装具など、排泄管理を支援する衛生用品
居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	居宅生活動作等を円滑にする用具であって、設置に小規模な住宅改修を伴うもの

■第5期障害福祉計画の見込量と実績

	単位	第5期見込量			第5期実績		
		H30	H31	R2	H30	H31	R2
介護・訓練支援用具	利用件数	3	3	3	6	3	8
自立生活支援用具	利用件数	7	7	7	5	8	3
在宅療養等支援用具	利用件数	8	8	8	7	6	4
情報・意思疎通支援用具	利用件数	10	10	10	15	13	26
排泄管理支援用具	利用件数	1,900	2,000	2,070	1,530	1,647	1,654
居宅生活動作補助用具	利用件数	1	1	1	0	0	0

第5章 地域生活支援事業の見込量

■第6期障害福祉計画における見込量

第5期障害福祉計画期間内において、各利用件数は概ね見込みどおりとなりました。今後も、前期と同程度の給付件数となることを見込みます。

	単位	第6期見込量		
		R3	R4	R5
介護・訓練支援用具	利用件数	8	8	8
自立生活支援用具	利用件数	3	3	3
住宅療養等支援用具	利用件数	4	4	4
情報・意思疎通支援用具	利用件数	26	26	26
排泄管理支援用具	利用件数	1,654	1,654	1,654
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	利用件数	2	2	2

8. 手話奉仕員養成研修事業

聴覚障害のある方との交流活動の促進、市区町村の広報活動などの支援者として期待される手話奉仕員（日常会話程度の手話表現技術を取得した者）の養成研修を行います。

■第5期障害福祉計画の見込量と実績

	単位	第5期見込量			第5期実績		
		H30	H31	R2	H30	H31	R2
手話奉仕員養成研修事業	人/年	20	20	20	35	33	0

■第6期障害福祉計画における見込量

第5期障害福祉計画期間内は見込みを上回る多くの方に参加いただきました。令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大の影響でやむなく事業の実施を見送ることとなりましたが、地域における手話奉仕員の育成と確保を実現するため、今後も数多くの方に参加いただけるよう事業実施に努めます。

	単位	第6期見込量		
		R3	R4	R5
手話奉仕員養成研修事業	人/年	33	40	45

第5章 地域生活支援事業の見込量

9. 移動支援事業

外出時に支援が必要と認められた障がいのある方を対象に、円滑に外出することができるよう移動支援を実施し、地域における自立した生活や余暇活動などへの社会参加を促進します。

■第5期障害福祉計画の見込量と実績

	単位	第5期見込量			第5期実績		
		H30	H31	R2	H30	H31	R2
移動支援事業	人/年	33	33	33	41	41	45
	時間	1,928	1,928	1,928	1,884	1,441	1,550

■第6期障害福祉計画における見込量

第5期障害福祉計画期間内において、利用者数は増加傾向にありますが、利用時間数に関しては見込みの範囲内となりました。利用者数の増加は障がいのある方の社会参加や余暇活動の促進が図られた結果と受け止めており、今後も増加が見込まれます。障がいのある方の活動の幅が広がり、ますます社会参加や余暇活動が促進されるよう事業実施に努めます。

	単位	第6期見込量		
		R3	R4	R5
移動支援事業	人/年	45	50	55
	時間	1,550	1,720	1,892

10. 地域活動支援センター機能強化事業

障がいのある方に対し、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等を行います。

■第5期障害福祉計画の見込量と実績

	単位	第5期見込量			第5期実績		
		H30	H31	R2	H30	H31	R2
地域活動支援センター機能強化事業	実施数	1	1	1	1	1	1
	人/年	72	72	72	77	68	68

■第6期障害福祉計画における見込量

第5期障害福祉計画期間内において、多少の利用者数の増減はあるものの、ほぼ一定の利用者数で推移していくものと見込みます。また、精神障害者保健福祉手帳の所持者数は年々増加しているため、地域活動支援センターの役割はより重要になっていくものと考えられます。そのため、利用人数は増加していくものと見込んでいます。

	単位	第6期見込量		
		R3	R4	R5
地域活動支援センター	実施数	1	1	1
機能強化事業	人/年	73	78	83

11. 訪問入浴サービス事業

居宅において入浴が困難な重度の身体障がいのある方に対して、身体の清潔保持や心身機能の維持等を図るために、訪問入浴車を派遣し、入浴サービスを提供します。

■第5期障害福祉計画の見込量と実績

	単位	第5期見込量			第5期実績		
		H30	H31	R2	H30	H31	R2
訪問入浴サービス事業	人/年	1	1	1	1	1	3

■第6期障害福祉計画における見込量

第5期障害福祉計画期間内において、利用者数は概ね見込みどおりとなりました。

対応可能な事業所の確保により、今後は一定の増加を見込んだ利用者数を設定しています。

	単位	第6期見込量		
		R3	R4	R5
訪問入浴サービス事業	人/年	5	5	5

12. 生活訓練等事業

障がいのある方の生活の質の向上を図り、社会復帰を促進するために、日常生活上必要な訓練・指導などをサービス事業者に委託して実施します。

■第5期障害福祉計画の見込量と実績

	単位	第5期見込量			第5期実績		
		H30	H31	R2	H30	H31	R2
生活訓練等事業	実施数	1	1	1	1	1	1
	実人員	25	25	25	25	30	27

第5章 地域生活支援事業の見込量

■第6期障害福祉計画における見込量

第5期障害福祉計画期間内において、大きな増減は無く一定の規模で推移するものと見込んでいます。今後も、実績を踏まえ利用者数を見込みます。

	単位	第6期見込量		
		R3	R4	R5
生活訓練等事業	実施数	1	1	1
	実人員	30	30	30

13. 日中一時支援事業

障がいのある方の日中活動の場を確保するとともに、その家族の就労支援及び日常的に介護している家族の一時的な休息を提供する事業を実施しています。

■第5期障害福祉計画の見込量と実績

	単位	第5期見込量			第5期実績		
		H30	H31	R2	H30	H31	R2
日中一時支援事業	実人員	12	12	12	11	12	9
	回数	150	150	150	156	219	140

■第6期障害福祉計画における見込量

第5期障害福祉計画策定時には、障がいのある方（児・者ともに）が、日中通所する事業所の整備が進み、利用者数・回数ともに減少傾向となっております。しかし、事業所の閉所日等における支援の需要は引き続き高く存在するため、今後も一定の需要はありと見込みます。

	単位	第6期見込量		
		R3	R4	R5
日中一時支援事業	実人員	12	12	12
	回数	200	200	200

14. 巡回支援専門員整備事業

保育所や放課後児童クラブ等の子どもやその親が集まる施設・場に巡回等支援を実施し、障がい「気になる」段階から支援を行うための体制整備を図ることにより、発達障害児等の福祉の向上を促進します。

第5章 地域生活支援事業の見込量

■第5期障害福祉計画の見込量と実績

	単位	第5期見込量			第5期実績		
		H30	H31	R2	H30	H31	R2
巡回支援専門員整備事業	保育園数	26	26	26	15	19	24
	巡回数 (回/年園)	2	2	2	78	92	72

■第6期障害福祉計画における見込量

巡回支援専門員が研修等を行うため、ある程度のサービス量を見込みます。

	単位	第6期見込量		
		R3	R4	R5
巡回支援専門員整備事業	巡回保育園・放課後児童クラブ数	25	26	27
	巡回数 (総巡回数)	100	105	110

15. 社会参加促進事業

音訳や点訳による広報誌の発行や自動車免許取得や改造に対する助成などの支援を通じて、障がいのある方の社会参加を促進します。

■第5期障害福祉計画の見込量と実績

	単位	第5期見込量			第5期実績		
		H30	H31	R2	H30	H31	R2
障害者スポーツ大会事業	-	実施	実施	実施	実施	実施	実施
声の広報等発行事業	-	実施	実施	実施	実施	実施	実施
自動車運転免許取得・改造助成事業	人/年	2	2	2	3	2	2

■第6期障害福祉計画における見込量

第5期障害福祉計画期間内において、利用量はほぼ見込みどおりであり、障がいのある方の社会参加が図られたと考えられます。

今後も、実績を踏まえ利用者数を見込みます。

第5章 地域生活支援事業の見込量

	単位	第6期見込量		
		R3	R4	R5
障害者スポーツ大会事業	-	実施	実施	実施
声の広報等発行事業	-	実施	実施	実施
自動車運転免許取得・改造助成事業	人/年	3	3	3

16. 就業・就労支援事業

(1) 更生訓練費給付事業

就労移行支援事業又は自立訓練事業を利用している障がいのある方に対し、更生訓練費を支給します。

(2) 知的障害者職親委託事業

知的障害のある方の更生援助に熱意を持つ事業経営者などに一定期間預け、生活指導及び技能習得訓練などを行います。

■第5期障害福祉計画の見込量と実績

	単位	第5期見込量			第5期実績		
		H30	H31	R2	H30	H31	R2
更生訓練費給付事業	人/年	1	1	1	0	0	0
知的障害者職親委託事業	人/年	3	3	3	3	3	3

■第6期障害福祉計画における見込量

第5期障害福祉計画期間内において、更生訓練給付費事業については利用者がなく、知的職親委託事業については見込どおりの実績となりました。知的職親委託事業は前期実績を基礎として同水準での件数を見込み、更生訓練費給付事業についても潜在的な需要を見込み設定します。

	単位	第6期見込量		
		R3	R4	R5
更生訓練費給付事業	人/年	1	1	1
知的障害者職親委託事業	人/年	3	3	3

第6章

サービス見込量等確保のための方策

第6章 サービス見込量等確保のための方策

1. 障害福祉サービスの基盤整備・促進

障がいのある方の障害の状態や多様なニーズに応じて選択できるようなサービス提供体制を目指し、訪問系サービス及び日中活動系サービスの基盤整備を図るため、事業者に本市の実情をふまえ情報提供等を行うとともに、あわせてサービスの質の確保、向上を目指します。

2. 障害児通所支援等の基盤整備・促進

障がいのある児童の状態や多様なニーズに応じて選択できるようなサービス提供体制を目指し、通所サービスの基盤整備を図るため、事業者に本市の実情をふまえ情報提供等を行うとともに、あわせてサービスの質の確保、向上を目指します。

3. 相談支援体制の充実・強化

計画相談支援については、今後も利用者の増加等が見込まれることから、サービス等利用計画の作成を行う事業者の拡充を行うとともに、圏域での連携の充実を図り、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制を整備していきます。

また、一般相談支援については、サービスについて一層の周知を図るとともに、入院や入所施設からの地域移行を推進する観点から、計画相談支援とともに提供体制を整備していきます。

4. 地域生活支援事業の充実

障がいのある方の自立と社会参加の促進に向け、多様なニーズに対応したサービスを提供するため、現在実施している事業を継続していくとともに、事業のあり方などを適宜検討し、地域生活支援事業の充実に努めてまいります。

また、障害者相談支援事業については、適正な事業所配置により、身近な場所で相談支援を利用することができる環境を整備するとともに、相談機能の向上を図ります。

5. 障がいのある方の就労支援

障がいのある方が働き続けられる環境づくりを推進するため、障害者就労・生活支援センターを就労支援の核として位置づけ、公共職業安定所等の関係機関と連携して、就労・生活支援を実施します。

また、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達推進等に関する法律」に基づき、本市における障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針を毎年度策定し、受注機会を拡大するとともに、企業等に対して、障害者就労施設等が提供できる物品等の情報を提供することにより需要の増進を図ります。

第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画

五所川原市障害者計画・障害福祉計画策定委員会委員名簿（50音順、敬称略）

	氏名	所属・役職名	備考
1	太田 正仁	社会福祉法人 内潟療護園 第二うちがた 園長	
2	大橋 一之	社会福祉法人 あーるど 理事長	会長
3	川浪 重治	西北五視力障害者福祉会 会長	
4	工藤 朱美	五所川原市ろうあ協会 会長	
5	對馬 健	五所川原市身体障害者福祉会 会長	
6	鶴谷 充雪	西北五精神障害者家族会連合会 事務局長	副会長
7	寺田 政史	社会福祉法人 愛生会 青松園 園長	
8	長岡 ハチエ	西北五手をつなぐ育成会 会長	
9	中村 久美子	西北地域県民局地域健康福祉部保健総室 (五所川原保健所) 健康増進課 課長	
10	花田 洋三郎	社会福祉法人 叶福祉会 大東ヶ丘サントピアホーム 園長	
11	藤田 幸裕	五所川原市社会福祉協議会 地域福祉課長	
12	布施 泉	医療法人社団 清泉会 理事長	
13	三上 仁	五所川原公共職業安定所 統括職業指導官	
14	三上 勝則	五所川原市民生委員児童委員連絡協議会 会長	

五所川原市第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画

令和3年3月発行

■発行・編集 五所川原市福祉部福祉政策課
〒037-8686 青森県五所川原市字布屋町41番地1
TEL 0173-35-2111
FAX 0173-35-2120
e-mail fukushiseisaku@city.goshogawara.lg.jp
HP <http://www.city.goshogawara.lg.jp/>